

# 令和3年度 幼児センターの園児を募集します

## ○募集人数

- ・中央幼児センター(前田) 210人
- ・はまなす幼児センター(梨野舞納) 110人

## ○入所基準

中央、はまなす幼児センター(保育所・幼稚園)の入所基準は次のとおりです。

なお、受入年齢は4月1日現在の満年齢となりますが、満1歳児のみ、令和3年度中の満1歳の誕生日から受入します。

### ・保育所

満1歳児から5歳児の幼児のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする家庭の幼児

※なお、満1歳児は離乳食が完了し、歩行ができることが条件です。

### ・幼稚園

3歳児から5歳児の幼児

## ○入所申込について

### ・入所申込方法

教育委員会学校教育係、役場子育て支援係、出張所、幼児センターで『入所申込用紙』をお受け取りのうえ、必要事項を記入し提出してください。

### ・申込期限 1月21日(木)まで

## ○利用料(保育料)等

保育の必要性に応じた保育時間の認定を行い、それぞれの区分により利用者負担額を決定します。

### ・〈保育時間の認定区分〉

(1) 保育標準時間(保育所) 午前7時30分～午後6時 送迎に幼児専用バスをご利用できます。

(2) 保育短時間(保育所) 午前8時～午後4時 } ※満1歳児・1歳児については、保護者による送迎になります。

(3) 教育標準時間(幼稚園) 午前8時～午後1時30分 }

### ・幼児センター利用料基準額表(3歳児～5歳児クラスの利用料は無償)



保 育 所			
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	利用者負担額(月額)	
		3歳未満(満1歳児、1歳児、2歳児) 保育標準	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯(均等割課税を含む)	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割48,600円未満の世帯	19,500円	18,500円
第4階層	市町村民税所得割97,000円未満の世帯	28,500円	27,000円
第5階層	市町村民税所得割97,000円以上の世帯	40,100円	38,000円

※生計を同一にするお子さんが2人以上いるなどの場合は、利用者負担額が軽減されます。

## ○その他利用料

- (1) 延長保育・・・「保育短時間」の認定を受けている方のみ利用可能 200円/日
- (2) 一時預かり・・・「教育標準時間」の認定を受けている方のみ利用可能 400円/日
- (3) 給食費および通園バス・・・町独自の子育て世帯への支援として、無償

## ○その他

入園保護者面談(新入園児のみ)および入園説明会を次のとおり予定しています。(新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合があります)

### 〈入園保護者面談〉

- ・中央幼児センター 2月10日(水) 午前9時15分～
- ・はまなす幼児センター 2月8日(月) 午前9時30分～

### 〈入園説明会〉

- ・中央幼児センター 3月26日(金) 午前10時20分～
- ・はまなす幼児センター 3月26日(金) 午前9時10分～

※入所承諾書は3月上旬に発送を予定しております。



問い合わせ先 教育委員会 学校教育係(内線503) または 役場 住民生活課 子育て支援係(内線131・132)